## 役務商標の識別力



辻本法律特許事務所 弁護士 松田 さとみ

## 第1 はじめに

商標法(以下、「法」という場合もある)の平成3年改正によりサービスマーク(役務商標)制度が、平成18年改正により小売等役務商標制度がそれぞれ導入された。

商標の中心的な機能は識別標識としての機能であり、商品に付された商標は、有体物である商品と結びついて人の記憶に残るが、サービスは目に見えないため、人の記憶に残る際に商標に頼る部分が多く、識別標識としての商標の果たす役割がより大きい。

サービスについて使用する商標は、サービスを端的に表現した商標の方が、サービス内容が分かりやすく、一般的に顧客吸引力が高いと考えられる。もっとも、商標が識別標識である以上、当然、識別力のない商標は登録を受けることができない。この点、商標法は3条で商標登録の要件を定め、商標登録を受けることができない商標を列挙する。中でも、同6号の「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」に該当するか否か、自他商品役務識別力を有しているか否かが問題になるケースが多い。

そこで本稿では、役務商標の識別力について裁判ではどのような判断がされているかにつき、 検討していくこととする。

## 第2 法3条1項6号の趣旨

法3条1項は、登録出願された商標が、自他商品役務識別力を有していない場合には、商標登録を受けることができないと規定とし、当該商標の構成自体から自他商品役務識別力のない典型的な商標を同項1号から5号において例示的に列挙するとともに、同項6号において、同項1号から5号で例示的に列挙された商標以外の自他商品識別力を有していない商標を総括的、概括的に規定し、なお、取引の実情により自他商品識別力を取得していることが証明されれば、同項に当たらないとして登録を受けることができ、また、同項3号から5号までに該当する商標について、使用により識別力を取得した場合には、同条2項により、登録を受けることができるとしている1。

法3条1項6号の趣旨について、裁判例では、「商標法は、『商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利

<sup>1</sup> 知財高裁平成18年3月9日判決〔UVmini事件〕裁判所ウェブサイト参照